

建築基準法に基づく中間検査実施要綱

平成17年3月31日

松江市告示第181号

改正 平成24年3月12日告示第 53号

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号に規定される中間検査の実施については、特定工程及び特定工程後を指定する告示（平成19年松江市告示第216号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(検査内容)

第2条 特定工程における検査の具体的内容は、次の表のとおり定める。

検査項目	検査内容
一般事項	工事監理者選任状況の確認
	工事監理の状況確認
	基礎形態の確認
	道路接道状況の確認
	敷地の状況の確認（高低差、斜線制限、配置寸法等）
	確認看板の表示確認
	工事現場の危険防止措置等の確認
基礎	1階の主要な耐力壁の直下には原則基礎必要
	換気孔の有効面積300平方センチメートル以上必要
	壁の長さ5メートルごとに換気孔設置
	立上り厚の確認
土台	最下階の柱の下には土台を設置
	アンカーボルトで基礎に緊結
	耐腐朽性のある樹種又は防腐処理材を使用
柱	柱断面寸法の確認
	すみ柱は通し柱とし、通し柱以外は補強必要
梁・桁	梁、桁等の横架材の中央部下側の欠損注意

筋かい	筋かいの設置箇所数及び断面寸法確認
	筋かいの仕口は金物等で緊結必要
	筋かいの欠き込み禁止
軸組等	床組、小屋組の隅角部に火打ち材設置
	小屋組に振れ止め設置
継手・仕口	構造耐力上主要な部分の継手・仕口の構造方法は、平成12年建設省告示第1460号の規定により緊結
	ボルト締めにはボルトの径に応じた座金使用
屋根	筋かい数量設計と屋根葺き材との整合性
	屋根葺き材料が法の規定に合致しているか確認

(中間検査の方法)

第3条 中間検査は、前条の項目について、目視を基本とし建築基準関係規定に適合しているかどうかを現場と照合審査するものとし、特定工程時において、軸組が確認できる時に実施するものとする。

(特定工程後の工程)

第4条 検査の妨げとなる工事については、中間検査の完了後でなければ次工程に移ってはならない。ただし、写真等の資料の提出により確認がなされ、建築主事が特に認める場合においてはこの限りでない。

(検査不適の場合の措置)

第5条 検査により不適な部分を確認された場合、不適部分是正後、再検査を実施する。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日 松江市告示第53号)

この告示は、平成24年3月12日から施行する。